農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

別紙１の１⑴中「アルファウイルス属」の次に「（」を、「ベネズエラウマ脳炎ウイルス」の次に「）」を、「サビアウイルス」の次に「、チャパレウイルス」を加え、「Ｈ５Ｎ１若しくはＨ７Ｎ７」を「Ｈ５Ｎ１、Ｈ７Ｎ７若しくはＨ７Ｎ９」に改め、「スーダンエボラウイルス」の次に「、ブンディブギョエボラウイルス」を、「エンテロウイルス属ポリオウイルス、」の次に「オルソポックスウイルス属（」を、「痘そうウイルス」の次に「）」を加え、「クリミア・コンゴ出血熱ウイルス」を「ナイロウイルス属クリミア・コンゴ出血熱ウイルス」に、「デングウイルス）」を「デングウイルス」に改め、「ダニ媒介脳炎ウイルス」の次に「）、フレボウイルス属（ＳＦＴＳウイルス」を、「リフトバレー熱ウイルス」の次に「）、ベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルス」を加え、「狂犬病ウイルス」を「リッサウイルス属狂犬病ウイルス」に改める。

別紙１の１⑵中「腸管出血性大腸菌」の次に「（血清型Ｏ26、Ｏ45、Ｏ103、Ｏ104、Ｏ111、Ｏ121、Ｏ145及びＯ157）」を加え、「パラタイフィ」を「パラタイフィＡ」に改める。

別紙１の１⑶中「コクシジオイデス属イミチス」を「コクシディオイデス属イミチス」に改める。

別紙１の１⑸中「黄色ブドウ球菌毒素」の次に「（腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素）」を加え、「デアセトキシスシルペノール毒素」を「ジアセトキシスシルペノール毒素」に改める。

指定製造事業者の指定等に関する省令に基づく細目に関する公示

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成５年通商産業省令第77号）第３条第２項の規定に基づき、平成27年７月１日に施行される事業の区分「質量計第一類（非自動はかりのうち、検出部が電気式のものを製造する事業）」についての細目を制定したので公示する。

なお、平成12年８月９日に制定した事業の区分「質量計第一類（非自動はかりのうち、検出部が電気式のものを製造する事業）」についての細目を平成27年６月30日限り廃止するので公示する。

平成27年４月１日

経済産業大臣　宮沢　洋一

備考　内容は、経済産業省ホームページ（http://www.meti.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局計量行政室においても閲覧に供する。

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成５年通商産業省令第77号）第３条第２項の規定に基づき、平成27年７月１日に施行される事業の区分「質量計第二類（非自動はかりのうち、検出部が電気式以外のものを製造する事業）」についての細目を制定したので公示する。

なお、平成12年８月９日に制定した事業の区分「質量計第二類（非自動はかりのうち、検出部が電気式以外のものを製造する事業）」についての細目を平成27年６月30日限り廃止するので公示する。

平成27年４月１日

経済産業大臣　宮沢　洋一

備考　内容は、経済産業省ホームページ（http://www.meti.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局計量行政室においても閲覧に供する。

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成５年通商産業省令第77号）第３条第２項の規定に基づき、平成27年４月１日に施行される事業の区分「ガスメーター第一類（ガスメーターのうち、使用最大流量が二・五立方メートル毎時以下のものを製造する事業）及びガスメーター第二類（ガスメーターのうち、使用最大流量が二・五立方メートル毎時を超えるものを製造する事業）」についての細目を制定したので公示する。

なお、平成８年４月１日に制定した事業の区分「ガスメーター第一類（ガスメーターのうち、使用最大流量が二・五立方メートル毎時以下のものを製造する事業）」及び「ガスメーター第二類（ガスメーターのうち、使用最大流量が二・五立方メートル毎時を超えるものを製造する事業）」についての細目を平成27年３月31日限り廃止するので公示する。

平成27年４月１日

経済産業大臣　宮沢　洋一

備考　内容は、経済産業省ホームページ（http://www.meti.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局計量行政室においても閲覧に供する。

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成５年通商産業省令第77号）第３条第２項の規定に基づき、平成27年10月１日に施行される事業の区分「血圧計第一類（アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のものを製造する事業）」についての細目を制定したので公示する。

なお、平成17年４月１日に制定した事業の区分「血圧計第一類（アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のものを製造する事業）」についての細目を平成27年９月30日限り廃止するので公示する。

平成27年４月１日

経済産業大臣　宮沢　洋一

備考　内容は、経済産業省ホームページ（http://www.meti.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局計量行政室においても閲覧に供する。

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成５年通商産業省令第77号）第３条第２項の規定に基づき、平成27年４月１日に施行される事業の区分「積算熱量計（積算熱量計を製造する事業）」についての細目を制定したので公示する。

なお、平成23年３月28日に制定した事業の区分「積算熱量計（積算熱量計を製造する事業）」についての細目を平成27年３月31日限り廃止するので公示する。

平成27年４月１日

経済産業大臣　宮沢　洋一

備考　内容は、経済産業省ホームページ（http://www.meti.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局計量行政室においても閲覧に供する。

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成５年通商産業省令第77号）第３条第２項の規定に基づき、平成27年11月１日に施行される事業の区分「騒音計（騒音計を製造する事業）」についての細目を制定したので公示する。

なお、平成８年４月１日に制定した事業の区分「騒音計を製造する事業」についての細目を平成27年10月31日限り廃止するので公示する。

平成27年４月１日

経済産業大臣　宮沢　洋一

備考　内容は、経済産業省ホームページ（http://www.meti.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局計量行政室においても閲覧に供する。

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成５年通商産業省令第77号）第３条第２項の規定に基づき、平成27年11月１日に施行される事業の区分「振動レベル計（振動レベル計を製造する事業）」についての細目を制定したので公示する。

なお、平成８年４月１日に制定した事業の区分「振動レベル計を製造する事業」についての細目を平成27年10月31日限り廃止するので公示する。

平成27年４月１日

経済産業大臣　宮沢　洋一

備考　内容は、経済産業省ホームページ（http://www.meti.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局計量行政室においても閲覧に供する。

経済産業省、資源エネルギー庁及び中小企業庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく経済産業省、資源エネルギー庁及び中小企業庁国民保護計画を次のとおり変更したので、同法第33条第５項の規定に基づき公表する。

平成27年４月１日

経済産業大臣　宮沢　洋一
資源エネルギー庁長官　上田　隆之
中小企業庁長官　北川　慎介

経済産業省、資源エネルギー庁及び中小企業庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

別添の１⑴中「アルファウイルス属」の次に「（」を、「ベネズエラウマ脳炎ウイルス」の次に「）」を、「サビアウイルス」の次に「、チャパレウイルス」を加え、「Ｈ５Ｎ１若しくはＨ７Ｎ７」を「Ｈ５Ｎ１、Ｈ７Ｎ７若しくはＨ７Ｎ９」に改め、「スーダンエボラウイルス」の次に「、ブンディブギョエボラウイルス」を、「エンテロウイルス属ポリオウイルス、」の次に「オルソポックスウイルス属（」を、「サル痘ウイルス」の次に「、痘そうウイルス）」を加え、「クリミア・コンゴ出血熱ウイルス」を「ナイロウイルス属クリミア・コンゴ出血熱ウイルス」に、「ンタンウイルス」を「ハンタンウイルス」に、「デングウイルス）」を「デングウイルス」に改め、「ダニ媒介脳炎ウイルス」の次に「）、フレボウイルス属（ＳＦＴＳウイルス」を、「リフトバレー熱ウイルス」の次に「）、ベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルス」を加え、「狂犬病ウイルス」を「リッサウイルス属狂犬病ウイルス」に改める。

別添の１⑵中「腸管出血性大腸菌」の次に「（血清型Ｏ26、Ｏ45、Ｏ103、Ｏ104、Ｏ111、Ｏ121、Ｏ145及びＯ157）」を加え、「パラタイフィ」を「パラタイフィＡ」に改める。

別添の１⑶中「コクシジオイデス属イミチス」を「コクシディオイデス属イミチス」に改める。

別添の１⑸中「黄色ブドウ球菌毒素」の次に「（腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素）」を加え、「デアセトキシスシルペノール毒素」を「ジアセトキシスシルペノール毒素」に改める。